

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2019 年 12 月 10 日～13 日 アラブ首長国連邦・アブダビにて

公認会計士 やじまじゅんたろう 矢島 淳太郎

決定事項の概略

No.	プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
6	履行義務のある収益（ED 第 70 号）	IFRS 第 15 号ベースの開示を要求することを決定 対価の回収可能性が低い場合の取扱いを別途検討	- ED 第 70 号「履行義務のある収益」の公表を承認 - 拘束力のある取決めの定義を見直し	5
7	移転費用（ED 第 72 号）	主要論点（目的、公的部門向け履行義務アプローチ、履行義務のない移転費用及び表示）について検討	- ED 第 72 号「移転費用」の公表を承認 - 移転費用の定義から税金費用を削除	6
8	履行義務のない収益（ED 第 71 号）	IPSAS 第 23 号の要求事項を必要に応じて引き継ぐことを決定	ED 第 71 号「履行義務のない収益」の公表を承認	8
9	リース	概念上、公的部門において IFRS 第 16 号と異なる処理をとる（貸手にも使用権モデルを適用する）ことは妥当と判断	- 貸手に使用権モデルを使用するこれまでの方針を撤回し、検討の目的及び範囲を見直すことを決定 - 三つの選択肢について今後比較検討	9
10	改善	ED 第 68 号「IPSAS の改善 2019」の公表を承認	「IPSAS の改善 2019」の最終公表を承認	11
11	公的部門の測定	CP「公的部門の測定」の公表を承認	CP に対するコメントを紹介	11
12	インフラ資産	論点リストを承認	論点分析フローチャートの検討	11
13	遺産	遺産の「測定」に関する論点を検討	議論が予定されていたものの、進行の都合から今回は議論していない	12
—	公的部門特有の金融商品	ED 第 69 号「公的部門特有の金融商品：IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正」の公表を承認	今回は議論していない	—

（注）IPSAS（International Public Sector Accounting Standard）：国際公会計基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注意)

本報告記事は、IPSASB の 2019 年 12 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）のアジェンダ順（上表「No.」）で構成している。したがって、「会計・監査ジャーナル」2020 年 4 月号の掲載記事と本文の構成は異なる。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASB ウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings/ipsasb-meeting-26>) から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。

1. 今回会議の概要（アジェンダ 1）

2019 年第 4 回の IPSASB 会議は、2019 年 12 月 9 日から 13 日までの 4 日間にわたり、アラブ首長国連邦のアブダビで開催された。今回は 17 名のメンバー（韓国メンバーは欠席）に加え、テクニカル・アドバイザー、オブザーバー及びスタッフの合計 60 名程度が参加した。

メンバーの出身国は、イギリス（2 名）、南アフリカ、カナダ（2 名）、オーストラリア、フランス、イタリア、アメリカ、韓国、フィリピン、パナマ、ブラジル、オーストリア、ニュージーランド、スイス、ナイジェリア、タンザニアである。

日本からは、矢島が参加した。

今回会議において、公開草案（以下「ED」という。）第 70 号「履行義務のある収益」、ED 第 71 号「履行義務のない収益」及び ED 第 72 号「移転費用」が出席メンバーの多数により、「IPSAS の改善 2019」が出席メンバーの全会一致により承認された。

会議冒頭において、アラブ首長国連邦アブダビの Mohamed Khalifa Mohamed Al Nuaimi, Mario Centeno 財務省局長代理による歓迎スピーチが行われた。

次回会議は、2020 年 3 月 10 日から 4 日間にわたりアメリカ、ニューヨークで開催される予定である。（新型コロナウイルス感染症の影響により 3 日間に短縮しての開催となった。）

2. 活動報告（アジェンダ 2）

議長は、アフリカ、アジア、ラテンアメリカで 2019 年に開催されたラウンドテーブルについて報告した。共同主催者であるアジア開発銀行とアフリカ連合委員会がこれらのイベントの開催を支援してくれたことに謝意を示し、ラウンドテーブルが IPSASB の普及に貢献したことを報告した。

テクニカルディレクターは、2019 年 9 月にイタリアのナポリで開催された IPSASB 研究フォーラムの成功により、アカデミックアドバイザーグループ（AAG）が設立されたことを報告した。

このフォーラムを提案、主導、調整を担当してきたのはイタリアボードメンバーの Francesco Capalbo 氏であり、テクニカル・アドバイザーの David Watkins 氏が共同議長を務める。

スタッフの Gwenda Jensen 氏より AAG の構成メンバーが報告された。また、IPSASB の 2019-2023 年戦略及び作業プログラムにおける四つの研究プロジェクトに関する論文募集のメンバーを更新した。

アブストラクトの提出期限は 12 月 15 日である。

【AAG の構成】

役職	氏名	備考
議長	Andreas Bergmann	
事務局長	Gwenda Jensen	IPSASB スタッフ
メンバー	Francesco Capalbo	IBSASB 現ボードメンバー
	Patricia Varela	IPSASB の新ボードメンバー(2020 年 3 月会議から)
	Scott Showalter	IPSASB の新ボードメンバー(同上)
	Maria Francesca Sicilia	イタリア・ベルガモ大学准教授
	Susana Jorge	比較国際政府会計研究ネットワーク(CIGAR)

3. ガバナンスに関する報告（アジェンダ 3）

12 月会議に先立って 2019 年 12 月 9 日に IPSASB の諮問助言グループ（CAG）の会議が開催され、その概要について議長の ThomasMüller-MarquésBerger 氏から報告された。

CAG は、IPSASB のガバナンス強化を目的として、IPSASB の戦略、実施計画や IPSAS の採用等に対して助言を行う会議体である。

IPSASB 議長の Ian Carruthers 氏から、PIC（Public Interest Committee：公益委員会）が 2020 年に最初のガバナンスレビューを実施し、今後、レビューに関する報告が提供される旨が報告された。

PIC（Public Interest Committee：公益委員会）は、IPSASB の監視・助言機関として 2015 年に設置され、現在、IMF（国際通貨基金）、INTOSAI（最高検査国際組織）、OECD（経済開発協力機構）及び世界銀行グループのメンバーで構成されている。

PIC は、①IPSASB の規約、②IPSASB メンバーの選定及び指名プロセス、③IPSASB の中期計画の策定プロセス及び基準開発プロセスの 3 分野に対して独立した立場から勧告を行うことにより、IPSASB の基準開発活動が公益に資することを保証している。監視・助言機関という性格上、個別基準の是非には立ち入らない。

4. 作業計画（アジェンダ 4）

(1) 2019 年 9 月会議から今回までの変更

- リース・プロジェクトの追加 ED の承認を取りやめ、承認スケジュールが白紙となった。
- ED 第 70 号、ED 第 71 号及び ED 第 72 号の最終承認は、2021 年前半から 2021 年 9 月会議に延期する。
- 公的部門の測定、インフラ資産、遺産の ED 承認は、2020 年 9 月会議に延期する。

(2) 今回会議中の検討事項

特になし。

(3) 各プロジェクトの進捗状況（最終文書の承認予定順）

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書承認
IPSAS の改善 2019	—	2019 年 6 月	2019 年 12 月
公的部門特有の金融商品	2016 年 6 月	2019 年 6 月	2020 年 9 月
IPSAS の改善 2020	—	2020 年 6 月	2020 年 12 月
収益（①履行義務のある収益、②履行義務のない収益）	2017 年 6 月	2019 年 12 月	2021 年 9 月
移転費用	2017 年 6 月	2019 年 12 月	2021 年 9 月
公的部門の測定	2019 年 3 月	2020 年 9 月	2021 年 12 月
インフラ資産	—	2020 年 9 月	2021 年 12 月
遺産	2017 年 3 月	2020 年 9 月	2021 年 12 月
リース	—	2017 年 12 月	未定

（注）2019 年 12 月会議終了時点。網掛け部分は承認済み。

プロジェクト	新規	公的	概説
公的部門特有の金融商品		A	中央銀行等保有の金融商品の会計処理
リース		C	IFRS 第 16 号の公的部門への影響
収益①（履行義務のある収益）		C	IFRS 第 15 号との整合性維持
収益②（履行義務のない収益）		A	IPSAS 第 23 号の改訂
移転費用		A	補助金等の移転費用の会計処理
公的部門の測定	○	B	測定の原則・現行 IPSAS の修正
インフラ資産	○	A	インフラ資産の認識と測定
遺産	○	A	遺産項目と関係負債の認識と測定
IPSAS の改善		B	個別プロジェクト不要な比較的軽微な修正

（見出しの略語）

新規 ○：現行 IPSAS の修正ではない新規のプロジェクト

公的 A：公的部門特有の課題に対応するためのプロジェクト

B：公的部門特有の課題への対応と IFRS との整合性確保の双方が混在するプロジェクト

C：主に IFRS の改訂に伴う IPSAS 基準の改訂を検討するプロジェクト

5. 収益/移転費用 横断的な論点（アジェンダ 5）

(1) プロジェクトの目的と検討経緯

IPSASB は、現在、収益・費用に関する会計基準の一体的な開発を進めている。収益については、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の公的部門版会計基準を定めるための ED 第 70 号「履行義務のある収益」と、IPSAS 第 23 号「非交換取引による収益：租税及び移転」を改訂する ED 第

71 号「履行義務のない収益」の 2 本の開発を進めており、これら収益取引に対応する費用の基準として ED 第 72 号「移転費用」を開発している。

【三つの ED の構成】

	履行義務あり	履行義務なし
収益	ED 第 70 号「履行義務のある収益」 (IFRS 第 15 号ベース＋公的部門向け履行義務アプローチ)	ED 第 71 号「履行義務のない収益」(IPSAS 第 23 号の改訂)
費用	ED 第 72 号「移転費用」 履行義務のある費用、履行義務のない費用から構成	

(2) 横断的な論点

三つの基準はそれぞれ関連することから、今回の会議では、三つの ED に横断的に関係するパートと個別基準に関係するパートに分けて議論を行った。

本アジェンダの議論の内容は、アジェンダ 6～8 に反映している。

6. 履行義務のある収益（アジェンダ 6）

(1) 決定事項

- ED 第 70 号「履行義務のある収益」の公表を承認した（15 名のメンバーが賛成、1 名が棄権、2 名が欠席）。
- ED の公表期間は 6 カ月間とする。
- 校正グループを編成する。

(2) スタッフへの指示事項

- 履行義務を伴う移転収益（transfer revenue with performance obligations）及び移転収益（‘transfer revenue’）の用語について次のように ED 第 70 号へ反映する。
 - 正式な定義は定めず、結論の根拠(BC)に用語に関する IPSASB の議論の内容を加える。
 - 第三者たる受益者への財又はサービスの提供により得た収益に関する開示を加える。
 - これらの定義付けが必要かどうかを尋ねる「コメントを求める特別な事項（SMC）」を追加する。
- 開示および関連する BC の段落を次のように修正する。
 - 全ての IFRS 第 15 号の開示が ED 第 70 号に引き継がれている理由を説明する。
 - ED 第 70 号の開示が IPSAS 第 23 号の開示と一致していないことを強調する。
 - 全ての IFRS 第 15 号の開示を引き継ぐべきかどうかを尋ねる SMC を追加する。
 - 第 120 項の内容を明確にする。
- 「拘束力のある取決め(binding arrangement)」の定義を修正する。
 - 「拘束力のある取決め」の定義を修正して、取決めの両当事者に対する権利と義務の両方

を明示的に示す。

- BC に関係する変更点の有無及び強制力のない取決めへの言及方法を検討する。
- 修正された「拘束力のある取決め」の定義が明確かどうかを尋ねる SMC を追加する。定義は、拘束力のある取決めにより、取決めの両当事者に権利と義務の両方が付与されるとされている。
- ED 第 70 号及び ED 第 71 号における「拘束力のある取決めにおける資産(a binding arrangement asset)」及び「拘束力のある取決めにおける負債(a binding arrangement liability)」の定義並びにこれらの必要性を再考する。
- ED 第 70 号及び ED 第 71 号の両方の要素を含む取引に関する AG 第 70 項及び AG 第 71 項のガイダンスについて、SMC を追加する。
- 市場情報が入手できない場合の独立販売価格の決定に関する AG 第 92 項及び関連する条項に残余アプローチへの言及を追加する必要性を検討する。
- 立法権に関する AG 第 11 項と AG 第 19 項の間の記載の矛盾を解消する。
- AG115 項の非知的財産ライセンスに関するガイダンスと、BC の関連する条項と設例を削除する。

7. 移転費用（アジェンダ 7）

(1) プロジェクトの検討経緯

スタッフが分野横断的な論点及び 2019 年 11 月のレビューで提起された ED 第 72 号特有の論点を説明した後、IPSASB はページ毎にレビューを行い、スタッフに具体的な指示を出した。これらの指示の反映を条件として、メンバーは ED 第 72 号の承認投票を実施した。スタッフは、2019 年 12 月 13 日（金）の午前中のセッションでこれらの指示に対応した。

(2) 決定事項

- ED 第 72 号「移転費用」の公表を承認した（17 名のメンバーが賛成、1 名が欠席）。
- ED の公表期間は 6 カ月間とする。
- 校正及び予算の章を修正するグループを編成する。

(3) スタッフへの指示事項

- 次のように、ED 第 72 号の範囲から税金費用の認識に関する事項を削除する。
 - 「移転費用(transfer expenses)」の定義から税金を除外し、定義が ED 第 71 号の「移転収益(transfer revenue)」と整合するようにする。
 - 税金費用の認識に関する規定と参照を削除する。
- ED の範囲を次のように修正する。
 - 「移転費用(transfer expenses)」の定義に「直接的な(directly)」という用語を追加する。
 - 履行義務のあるものとないものが複合的に生じる取引の処理を検討して、ED 第 70 号、ED 第 71 号及び ED 第 72 号の一貫性を確保する。
 - 履行義務に関する第 9 項の文言を修正する。

- 「資本移転(capital transfer)」を「目的」の章から「範囲」の章に移動し、用語を ED 第 71 号と整合させる。
- 「範囲」の章を改定して、資源受領者が対価の代わりに何かを受領する取引が ED 第 72 号の範囲外であることを強調する。
- AG 第 2 項の本文を「目的」の章の第 2 項へ移動する。
- 公的部門の履行義務アプローチ (PSPOA) を次のように明確化する。
 - 本アプローチを適用する際に生じる可能性のある実務的な問題の有無を問う SMC を追加する。
 - ED 第 70 号との一貫性を保つため、未承認の将来資金を扱う適用指針を修正する。
 - 見積りに必要な精度のレベルが明確であり、かつ一貫していることについて ED 第 72 号の文言を確認する。
 - 設例を確認して、必要な変更がないか特定する。特に、取決めの開始時に現金が提供される場合と取決めの終了時に現金が提供される場合における移転費用の処理を履行義務の有無により比較する。
 - 移転先の履行を監視することに関連して PSPOA を適用するための規準を確認する。
- 資源提供者が現金を提供し、資源受領者は現在の義務を負っている場合の ED 第 71 号と ED 第 72 号の会計処理の違いに関して SMC を追加する。
- 次のように、予算に対応する要件を修正する。
 - 予算に関する会計処理案に利害関係者の意見を求める SMC を追加する。
 - 強制力が重要な要件であるという予算の会計処理に関する要求事項の記載を修正する。
- 「拘束力のある取決め」に関する指針を次のように修正する。
 - 「拘束力のある取決め」に関する指針について、経済的実質以外を取扱うように拡大する。
 - ED 第 70 号との整合性に関して指針の用語を確認する。
 - ED 第 70 号、ED 第 71 号及び ED 第 72 号全体で「拘束力のある取決めにおける資産(binding arrangement asset)」及び「拘束力のある取決めにおける負債(binding arrangement liability)」に関する定義を確認し、それらの一貫性や必要性について確認する。
- 次のように開示規定を修正する。
 - ED 第 70 号の PSPOA の章の開示規定に関連する全ての開示を含める。
 - ED 第 70 号及び ED 第 71 号の開示から、履行義務のない移転費用を扱う開示規定の章に関連する全ての開示を含める。
- 「履行義務のない移転費用」に関する要件を次のように修正する。
 - ED 第 71 号に関する議論に照らして、「強制力のある活動」及び「適格支出」への言及を検討する。
 - 変動対価の測定に関する ED 第 71 号との一貫性を確認する。
- 資源受領者が代理人ではなく本人であると判断するための根拠を修正する。
- 資源提供者に返還される資金について IPSAS 第 3 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を参照する。
- コンセSSIONナリー・ローンに関して IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正が必要かどうかを検討

する。

8. 履行義務のない収益（アジェンダ8）

(1) プロジェクトの検討経緯

スタッフが分野横断的な論点及び2019年11月のレビューで提起されたED第72号特有の論点を説明した後、IPSASBはページ毎にレビューを行い、スタッフに具体的な指示を出した。これらの指示の反映を条件として、メンバーはED第72号の承認投票を実施した。スタッフは、2019年12月13日（金）の午前中のセッションでこれらの指示に対応した。

(2) 決定事項

- ED第71号「履行義務のない収益」の公表を承認した（15名のメンバーが賛成、1名が棄権、2名が欠席）。
- EDの公表期間は6カ月間とする。
- 校正グループを編成する。

(3) スタッフへの指示事項

- 提案されたフローチャートに関する利害関係者の意見を求めてSMCを追加する。
- ED第71号の構成に関する利害関係者の意見を求めてSMCを追加する。
- 「税金」及び「その他の移転」の章を作成する。
- 三つのED間の「取引価格(transaction price)」の定義の整合性を評価する。
- 複数の種類の資本移転に関する設例を追加する。
- 資本移転に関して存在する可能性のある複数の「現在の義務」についてBCを追加する。
- 第73項を修正して、「現在の義務」への取引価格の配分と収益の認識を明確にする。
- 「現在の義務」に関する指針を修正して、負債が資産を超えてはならないことを示す。
- 収益認識の指針を修正して、収益が認識されることを明確する。
- EDに「資源の流出」の章を追加する。
- 適格な支出と強制力のある活動が「現在の義務」の構成要素になるように指針を再構成する。
- 「拘束力のある取決め」に違反した場合の会計処理に関し、IPSASBによる検討用のガイダンスを追加する。
- IPSASBがIAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」のアプローチを適用しなかった理由を説明するためのBCを追加する。
- IAS第20号に関するSMCを削除する。
- 目的税の会計処理に関する第86項を再検討する。
- 「拘束力のある取決めにおける資産(binding arrangement asset)」と「拘束力のある取決めにおける負債(binding arrangement liability)」の定義をED第70号からED第71号に引き継ぐ。
- 強制力のある活動における「強制力」という用語を検討する。

9. リース（アジェンダ9）

(1) 目的及び範囲の見直し

IFRS 第 16 号「リース」では、借手に使用権モデルを採用しているが、貸手には従前のオペレーティング・リース、ファイナンス・リースの区分を残している（リスク・経済価値モデル）。

一方、これまで IPSASB の ED 第 64 号「リース」では、借手にも貸手にも使用権モデルを適用すべきと提案していた。ED 第 64 号に寄せられたコメントには、貸手に対する使用権モデルの適用に相当数の反対があったことから、慎重な審議を行うこととし、2019 年 9 月会議では、賛成の立場と反対の立場、それぞれの関係者からの意見聴取を実施した。その後、タスクフォースにおいて使用権モデルを適用することの必要性について検討した結果、今回の会議では、スタッフから、これまでの方針を一旦白紙に戻し、プロジェクトの目的及び範囲について再度見直すことが提案された。

(2) 決定事項

IPSASB は、リース・プロジェクトの目的と範囲を再検討することを決定した。

(3) 再検討の方法

再検討に当たり、分析方法がスタッフから提示された。次の三つのオプションについて、検討要点を設け、それらの観点からメリット・デメリットの比較分析を実施するというものである。

オプション 1 は、現行の IPSAS 第 13 号を維持するものとして、借手と貸手共にリスク・経済価値モデルを使用する。オプション 2 は、IFRS 第 16 号の考え方を踏襲し、借手は使用権モデル、貸手はリスク・経済価値モデルを採用する。オプション 3 は、これまで IPSASB で提案してきた ED 第 64 号の考え方を変えずに借手と貸手共に使用権モデルを採用する。

スタッフから検討要点が次のように提案された。

- 公共財務管理(PFM)への貢献
- 適用コスト／課題
- 政府財政統計(GFS)との整合性への影響
- IPSASB の概念フレームワーク
- IFRS との整合性
- リース・プロジェクトの実行可能性

【分析のフレームワーク】

オプション ／検討要点	オプション 1： IPSAS13 号を維持		オプション 2： IFRS 第 16 号と整合		オプション 3： ED 第 64 号提案の方法	
	借手と貸手共にリスク・経済価値モデル		借手は使用権モデル、貸手はリスク・経済価値モデル		借手と貸手共に使用権モデル	
	借手	貸手	借手	貸手	借手	貸手
公的部門の財政マネジメント (PFM) への貢献	—	—	—	—	—	—
適用コスト/挑戦性	—	—	—	—	—	—
政府財政統計 (GFS) との連携への影響	—	—	—	—	—	—
IPSASB の概念フレームワーク	—	—	—	—	—	—
IFRS との整合性	—	—	—	—	—	—
リース・プロジェクトの実行可能性	—	—	—	—	—	—

※比較上優れていれば緑、中間であれば黄色、劣っていれば赤色の色付けをする。

(4) スタッフへの指示事項

- 三つのオプションの分析に関連して、次のとおりとする。
 - IPSASB の議論を反映するように検討要点を見直す。
 - タスクフォースからの情報に基づき、各検討要点の色付けの理由を示す。
- オプション 2 (IFRS 第 16 号ベース) に関連して、ED 第 64 号検討時のメンバー及び利害関係者によって表明された懸念に対処する貸手の会計アプローチの変更点を検討する。
- コンセSSIONナリー・リースに関連して、メンバーとテクニカル・アドバイザーによって提供されたコンセSSIONナリー・リース及びアクセス権の例示と、上記のアプローチに与える影響を検討する。

10. 改善（アジェンダ 10）

(1) プロジェクトの検討経緯

「改善」は、個別のプロジェクトを立てるほどではない基準の改正をまとめて実施するものである。ED 第 68 号「IPSAS の改善 2019」公表期間終了後、寄せられたコメントの意見を反映させた最終文書案を承認した。

(2) 決定事項

- IPSAS の改善 2019 を承認する（17 名が賛成、1 名が欠席）
- 発効日は 2021 年 1 月 1 日とする。ただし、IPSAS 第 41 号「金融商品」に関連する変更はその基準の発効日と揃えるため 2022 年 1 月 1 日とする。

11. 公的部門の測定（アジェンダ 11）

(1) プロジェクトの目的と検討経緯

2019 年 4 月に公表されたコンサルテーション・ペーパーに寄せられた意見についての概括的なレビューの結果が報告された。今回の会議では、検討の時間が確保できなかったので、今後詳細なレビューを行い、検討する予定である。

(2) スタッフへの指示事項

- 2020 年 3 月の会議にて回答の詳細なレビュー結果を準備する。
- 借入コストの会計処理を進める方法に関する推奨案を提供する。

12. インフラ資産（アジェンダ 12）

(1) プロジェクトの目的と検討経緯

IPSAS 第 17 号「有形固定資産」を修正し、インフラ資産に関する要求事項を追加し、詳細な指針を提供することを目的とする。2015 年 6 月にプロジェクト概要書を承認し、その後、遺産と同様、測定 CP の公表を待ってプロジェクトの検討を中断していた。2019 年 6 月会議から検討を再開し、今回会議では、前回に引き続き論点の検討を行った。

(2) スタッフへの指示事項

- 論点分析フローチャートを次のように修正する。
 - 検討事項 2 「公的部門で既にこの問題に対処するための十分な IPSAS ガイダンスはあるか」を「公的部門で既にこの問題に対処している十分な権威ある IPSAS ガイダンスがあるか」
- 土地と建物を個別に会計処理する指針が、土地とインフラ資産の個別開示にも適用されるかどうかを検討する。
- 次の問題に対処するために、土地及びインフラ資産の管理に関する指針を準備する。
 - 中央政府が所有する土地及びインフラ資産が地方自治体などの異なる当事者によって運営されている場合、支配は失われるか。
 - 中央政府が所有する土地及びインフラ資産が長期間（例えば 99 年）別の主体によって運営されている場合、支配は失われるか。

- 土地とインフラ資産が別のレベルの政府主体に譲渡される際、どの時点で支配が失われるか。
- 土地及びインフラ資産の管理に関する指針を、測定及び遺産プロジェクトに合わせる。
- インフラ資産の下部又は上部にある土地の分離、そのような土地の支配及びそれらの評価に関する指針案に体裁上の変更を加える。

13. 遺産（アジェンダ 13）

(1) プロジェクトの目的と検討経緯

本プロジェクトの目的は、遺産に関する会計上の要求事項を開発することである。2017 年 4 月に、コンサルティング・ペーパー（CP）「公的部門における遺産の財務報告」を公表した。2017 年 12 月会議において CP へのコメントを検討して以来、測定プロジェクトの進捗を待つこととした。2019 年 6 月会議より検討を再開している。

(2) 検討の見送りについて

今回の会議では、他のアジェンダの検討に時間を要し、本アジェンダの検討時間が確保できていなかったことから、次回の会議に持ち越すこととされた。3 月会議のアジェンダ・ペーパーの公表に当たっては、スタッフにコメントを与えるようメンバーに求めた。

(3) スタッフへの指示事項

- 今後、遺産のアジェンダ文書や指針案は、インフラ資産で使用したアプローチや様式と同じものを使用する。
- 3 月は、今回の結論とガイダンス案を修正し、インフラ資産に関するボードの議論で承認されたフローチャートの変更を反映させる。

以 上